

# 1 議事日程（第3日）

（令和5年第2回有田川町議会定例会）

令和5年6月20日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 議案第36号 令和5年度有田川町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第2 議案第37号 令和5年度有田川町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第38号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第39号 有田川町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第40号 有田川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第41号 有田川町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第42号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第43号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第9 議案第48号 令和5年度有田川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第12 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第13 議員派遣の件
- 日程第14 議長への委任について

## 2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
8番	谷 畑 進	9番	西 弘 義
10番	林 宣 男	11番	岡 省 吾
12番	森 谷 信 哉	13番	堀 江 眞智子
14番	増 谷 憲	15番	殿 井 堯

## 3 欠席議員は次のとおりである（なし）

## 4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

## 5 会議録署名議員

4番	椿 原 竜 二	15番	殿 井 堯
----	---------	-----	-------

## 6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中 山 正 一	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	青 石 万 紀 子	福祉保健部長	井 本 英 克

総務政策部長	井上光生	消防長	高井永行
産業振興部長	細野正人	建設環境部長	竹中幸生
清水行政局長	中谷芳尚	総務課長	原秀文
財務課長	山縣和弘	企画調整課長	林光彦
教育長	田嶋博	教育部長	小澤俊彦

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	中屋正也	書記	細野鶴子
------	------	----	------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13人であります。

なお、本日、町長より追加議案が1件提出されました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第9、議案第48号を先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第9、議案第48号を先に審議することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

それでは、ただいま追加上程されました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号は、令和5年度有田川町一般会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、6月2日の豪雨による町道、林道、農地、建物等の修繕や復旧に係るものであります。今回の補正の主なものは、2款総務費の一般管理費では、職員の時間外勤務手当として400万円を、9款消防費の非常備消防費では、消防団員の出勤報酬として192万4,000円などを、11款災害復旧費の農地災害復旧費では、測量設計委託料として1,500万円を、農業用施設災害復旧費では、測量設計委託料として1,800万円を、崩土除去などの機械器具借上料として3,200万円を、応急工事費として1,000万円を、復旧工事として2,300万円を、地元施工の

原材料費として4,202万円などを、林業用施設災害復旧費では、崩土除去などの機械器具借上料として2,200万円を、応急工事費として1,190万円などを、公共土木施設災害復旧費では、測量設計委託料として6,200万円を、崩土除去などの機械器具借上料として7,330万円を、応急工事費として1,700万円などを、公立学校施設災害復旧費では、小中学校の修繕料として204万1,000円を、社会教育施設災害復旧費では、文化財施設災害復旧工事費として850万円などを、その他公共施設災害復旧費では、藤並駅エレベーターや観光施設等の修繕料として656万3,000円を、14款予備費では2,000万円を計上し、歳入歳出それぞれ3億8,863万2,000円を追加し、補正後の予算総額は179億4,497万3,000円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしましては、国・県の支出金や繰入金、町債などを充てることにいたしております。また、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

以上で提出議案に対する説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷畑 進）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9時35分

再開 10時11分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………日程第1 議案第36号……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、議案36号、令和5年度有田川町下水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第2 議案第37号……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、議案第37号、令和5年度有田川町簡易水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第3 議案第38号……………

○議長（谷畑 進）

日程第3、議案第38号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。議案第38号について質疑をさせていただきます。

今回の手数料の改正ですけれども、多機能端末機を使って住民票などを取る場合の手数を今回下げると。これは利便性を図るという意味でお聞きしているわけですが、現在、窓口でのこういう交付のときに混雑したら迷惑がかかるということもあってということも聞いてるんですけれども、ただし、こういうサービスを受ける場合にマイナンバーカードがなかったら同じだということになるのかなと思うんですが、その辺を確認したいと思いますがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

お答えいたします。

こちらのコンビニサービスなんですけれども、改正の理由といたしましては、物価高騰に直面する支援になるとともに、窓口が混んでるときの緩和につなげることを目的としております。マイナンバーカードを今現在70%の方がお持ちなんですけれども、コンビニで取っていただくことで窓口の閉庁時間外でも取っていただける便利なシステムになっておりますので、またカードを渡す際に分かりやすいように、このような御利用の案内の中にマイナンバーカードを使ってコンビニでの取り方もお渡ししていますので、お年寄りの方でも見やすいように書面でお渡ししている次第でございます。以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第39号……………

○議長（谷畑 進）

日程第4、議案第39号、有田川町立保育所条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

4番、椿原でございます。有田川町立保育所条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきます。

まず、今回の条例の一部改正でありますけれども、保育所を認定こども園に改めるといった議案内容であります。利用する子どもであったりとか保護者の方々にとって、認定こども園に変わった際に出てくる影響などあればお答えいただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

椿原議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回の改正によって保育所型認定こども園ということで私どもは考えております。いろいろ変わるところというのはいないんですけども、改正によって保育の必要の有無に関わらず保育と一緒に、3歳から5歳につきましては受入れが可能になるということでございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

単純に保護者にとって困ることは出てこないと認識させていただきました。そういった中で、少しでも変わるところとかあれば、保護者の方に負担を強いてしまうとか、そういったところが出てくるようであれば、必ず説明会であったりとか、きっちりと保護者の方に対する説明というのをやっていただきたいなということだけ要望しておきます。

もう一点なんですけれども、国のほうで岸田総理がこども誰でも通園制度というところで、要はゼロ歳の子から5歳の子まで、誰でも保育必要度関係なしに保育所に預けたいといえますか、そういった要望があればしっかり受け入れていこうという方針を先日、国で発表されたわけでありましてけれども、単純に考えると、有田川町でも各保育所、定員というのがありますから、もちろん箱のサイズであったりとか、保育士さんの数であったりとか、本当にハード面、ソフト面、どちらの面でもそういった課題というのは発生してくるのかなと考えています。これは令和8年度からというところで国は発表していますけれども、それに向けてしっかりと体制を整えていく、強化していく、整備していくことが必要だと感じてますけれども、その辺、担当部の見解

をお伺いいたします。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

椿原議員の質疑にお答えさせていただきます。

国が発表することも誰でも通園制度については存じております。まだ決まったものではないのかなというところもあるんですけども、町といたしましても、教育委員会といたしましても、国の方針を注視し研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

同じ議案について質疑をさせていただきます。

まず、この条例改正によって職員の配置基準は変わらないのかどうか、そして、また保育士等の負担増にならないかが一つです。

それから二つ目に、3歳から5歳児の保育時間をお聞きしたところ、9時から14時までが基本となっておりますけれども、延長は自由に希望できるのか、延長保育料はかからないのかどうか、これが一つ。

それから、3歳から5歳児の入園希望者が仮にこうなると多くなってくる可能性は十分あると思うんです。そうなれば、特に吉備地域では今でも定員いっぱい、もしくはほとんど定員ぐらいの子どもさんたちが来ている中で、その辺の対応ができるかどうかということ心配するわけですが、そうなりますと、例えば金屋や清水の保育所にも対応を求めていくこととなりますけれども、その辺の見通しはどのように考えているかお聞きしたいのと、もう一つ、こども園の要録の作成が必要となるのではないかと思いますがいかがでしょうか。認定こども園の要綱についてはどうでしょうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず最初に、職員の配置につきましては、職員の配置基準に変更はありませんので、保育士の負担増にはならないと考えております。

次に、延長の保育料なんですけれども、延長につきましては事前の申請が必要になりますけれども、延長保育料は請求しないということでございます。

次に、吉備地域で対応できなければ金屋・清水のこども園となるのかということ

なんですけども、今のところ吉備地域のこども園で対応できると考えております。

次に、こども園の要録の作成が必要になるかということでございますけども、現在も保育所児童保育要録を作成しております。そのままで利用可能であると考えております。

その次に、関連要綱につきましては、条例改正の議決後、制定後に改正したいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

1点だけ漏れたように思いますので、再度確認したいと思うんですが、この3歳から5歳児の保育の時間ですけども、仮に延長を求められたら延長は自由にできるかというの確認なんですがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

お答えさせていただきます。

延長につきましては、事前に申請が必要となるんですけども、延長は可能と考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第40号……………



○議長（谷畑 進）

日程第5、議案第40号、有田川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第40号について質疑をさせていただきます。

まず、第6条の2の関連でこの安全点検リストの作成については、いつ頃をめどにされるのかお聞きしたいと思います。

それから、安全計画の策定ですが、委託先が策定されるのかどうか、その点を確認したいのと、その次に、計画の中に災害時の対応については入っているかどうか、この点確認したいのと、次に第6条の3の関連で、バスの利用などで事業所外での活動は想定されているかという点をお答えいただきたいのと、もう一つは、バスの乗車・降車時の確認方法については、複数での対応になるのかどうか確認させてください。

以上です。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

安全点検リストの作成なんですけれども、令和6年4月1日に作成できていればというところになります。

次に、安全計画の策定なんですけれども、策定につきましては各学童で人数であったり立地条件等が異なることから、各学童で制定いただけるようお願いしております。

次に、災害時の対応につきましては、各学童において災害マニュアルを作成しております。定期的に訓練等を行っている聞いております。

次に、事業所外での活動についてなんですけれども、各事業所で遠足等施設外活動を行っている聞いておりますので、こちらについて想定しております。

最後に、バスの乗車・降車の確認方法でございますけれども、複数で対応してくれているとのごとでございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第41号……………

○議長（谷畑 進）

日程第6、議案第41号、有田川町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第42号……………

○議長（谷畑 進）

日程第7、議案第42号、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第43号……………

○議長（谷畑 進）

日程第8、議案第43号、有田川町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第43号について質疑をさせていただきます。

今回の総合整備計画の中にある町道久野原沼谷線が令和6年度までということになっておりますけれども、この令和6年度で完成見込みということで把握してよろしいんでしょうか、確認ですがお願いいたします。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

お答えいたします。

平成6年度完成見込みです。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第48号……………

○議長（谷畑 進）

日程第9、議案第48号、令和5年度有田川町一般会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。閉会中、よろしくお願います。

……………日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第 1 1、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中、よろしく申し上げます。

……………日程第 1 2 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第 1 2、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中、よろしく申し上げます。

……………日程第 1 3 議員派遣の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第 1 3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

会議規則第 1 2 8 条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしく申し上げます。

……………日程第 1 4 議長への委任について……………

○議長（谷畑 進）

日程第14、議長への委任について。

お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和5年第2回有田川町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

閉会10時32分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            谷   畑            進

4 番 議 員            椿   原   竜   二

15 番 議 員            殿   井            堯